

## さいたま市告示第1365号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市緑区原山三丁目57番2の一部、58番5の一部、60番1、60番2の一部、60番3、60番4、61番の一部
- (2) 指定の年月日 昭和32年9月9日
- (3) 指定の番号 第98号
- (4) 廃止の年月日 令和7年8月20日
- (5) 道路の幅員 4.0m
- (6) 道路の延長 60m